

○笠松競馬公正確保等に関するファンの声取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、笠松競馬の公正を害する不正行為及び信用失墜行為に関する情報提供その他幅広いご意見（以下「情報提供等」という。）を得るため、来場者等笠松競馬ファン（以下「ファン」という。）から受け付けたファンの声の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてファンの声とは、次に掲げる方法で寄せられた情報提供等をいう。

- (1) お客様目安箱(以下「目安箱」という。)への投函
- (2) 電子メール ホームページ内「公正確保等に関するファンの声」により入力された情報提供等
- (3) ファクシミリ
- (4) その他管理者が認める方法による情報提供等

(情報提供等の方法)

第3条 ファンは、情報提供・意見書(様式第1号)を用い、必要事項を記入のうえ、第2条各号に定める方法により、行うものとする。

(目安箱の設置施設)

第4条 管理者は、次の施設に目安箱を設置し、ファンの情報提供等を受け付けるものとする。

- (1) 笠松競馬場 正門、ユーホール及び特別観覧席
- (2) シアター恵那
- (3) その他管理者が目安箱を設置することが適当と認める施設

(情報提供等の回収)

第5条 管理者は、目安箱に投函された情報提供・意見書の回収を原則として岐阜県地方競馬組合職員の勤務日につき1回行うものとする。

(情報提供等処理に係る職員の責務等)

第6条 情報提供等処理責任者は、運営監察監とする。

2 運営監察監に事故があるとき、又は運営監察監が欠けたときは、公正確保推進課長が情報提供等処理責任者の職務を代理する。

3 情報提供等処理に従事する職員（以下「情報提供等処理職員」という。）及びその他情報提供等処理に関わる職員は、情報提供等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。なお、情報提供等処理にあたり、秘密の保持を求めた上で、必要な関係機関と情報共有することは、秘密を漏らすことには当たらないものとする。

(情報提供等の処理)

第7条 受け付けた情報提供等は、その内容に従い、次のとおり処理するものとする。

- (1) 公正確保推進課は、受け付けた情報提供等について、速やかにその内容に関する業務を所管する課の課長にその写しを送付し、対応を依頼する。
- (2) 前号により対応した課長は、その対応を遅滞なく公正確保推進課に報告するものとする。
- (3) 公正確保推進課は、受け付けた情報提供等及びその対応について集計及び解析するものとする。

(対応を要しない情報提供等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する情報提供等については、対応を要しないものとする。

- (1) 個人又は団体を誹謗中傷する表現を含むもの
- (2) 意見等の内容が事実に基づいたものでないもの
- (3) 趣旨が不明確なもの
- (4) 個人のプライバシーに関するもの
- (5) 特定の個人又は団体の利益につながるもの
- (6) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (7) 記載内容が不明瞭又は判読できないもの
- (8) その他笠松競馬への情報提供等として認められないと判断するもの

(個人情報の取扱い)

第9条 情報提供等に関する事務を取り扱うものは、情報提供等をした者の個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

お客様目安箱への投函又は公正確保推進課あてFAXしてください。

FAX番号 058-216-6191

公正確保等に関するファンの声

情報提供・意見書

笠松けいばでは、公正を害する不正行為及び信用失墜行為に関する情報提供その他幅広いご意見を募集しています。

(記入欄)	
回答のご希望 <small>(いずれかに必ず○を付けてください)</small>	回答不要 ・ 回答必要

※内容によっては確認のためにお問い合わせ等させていただく場合がございますので、お名前・電話番号・メールアドレス・ご住所のご記入をお願いします。なお、ご記入いただきました個人情報につきましては、確認のためのお問い合わせ以外には使用いたしません。

ふりがな	
お名前	
電話番号	— —
メールアドレス	
ご住所	〒 —

▼岐阜県地方競馬組合 使用欄

回収日		対応の要否	要 ・ 否 (第8条____号適用)
対応担当課		特記事項等	